

高砂市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚しやすい環境づくりを推進し、地域における少子化対策の強化に資するとともに、若年世代の高砂市への移住・定住を促進するため、予算の範囲内で高砂市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付し、若年世帯の結婚に伴う新生活を経済的に支援することに関し、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出した又は受理された夫婦をいう。
- (2) 婚姻日 婚姻届を提出した又は受理された日をいう。
- (3) 住宅取得費用 結婚を機に高砂市内で新たな生活を送るための住宅の取得（婚姻日から起算して1年前の日以後に取得された住宅に係るものに限る。）に要した費用（土地の取得に要した費用を除く。）をいう。
- (4) リフォーム費用 結婚を機に高砂市内で新たな生活を送るための住宅のリフォーム（婚姻日から起算して1年前の日以後に実施された当該住宅のリフォームに限る。）に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。
- (5) 住宅賃借費用 結婚を機に高砂市内で新たな生活を送るための住宅の賃借（婚姻日から起算して1年前の日以後に賃借されたものに限る。）に要した費用のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 当該住宅の賃料（1か月分に限る。）
 - イ 当該住宅の敷金
 - ウ 当該住宅の礼金
 - エ 当該住宅の共益費（1か月分に限る。）
 - オ 当該住宅の仲介に係る手数料
- (6) 引越費用 結婚を機に高砂市内で新たな生活を送るための住宅への引越し（婚姻日から起算して1年前の日以後に実施されたものに限る。）に当たり、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯又は前年度に本事業の補助金交付決定を受け、その受給額が前年度の補助上限額に達しなかった世帯（以下「継続補助世帯」という。）とする。

- (1) 申請時において、夫婦の双方又は一方の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票に記載されている住所が申請に係る住宅の住所であること。
- (2) 婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。この場合において、当該年齢は、年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）第2項及び民法（明治29年法律第89号）

第 143 条に基づき算定するものとする。

- (3) 所得証明書を基に、令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の夫婦の所得を合算した額（貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、当該金額から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額）が 500 万円未満であること。
 - (4) 夫婦のいずれもが、過去にこの要綱又は国の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱による補助金を受けて実施する他の地方公共団体の事業に基づく補助を受けていないこと。ただし、継続補助世帯を除く。
 - (5) 夫婦のいずれもが、市税を滞納していないこと。
 - (6) 夫婦のいずれもが、高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 5 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
 - (7) 高砂市に申請の日から 2 年以上継続して居住する意思があること。
- （補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用（いずれも令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新婚世帯が支払った費用に限る。）を合算した額から次に掲げる額を控除した額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額は、1 世帯当たり 30 万円（夫婦ともに 29 歳以下の新婚世帯については、1 世帯当たり 60 万円）を上限とし、継続補助世帯については、前年度の補助上限額から前年度に交付した額を差し引いた額を上限とする。

- (1) 夫婦が勤務先から支給を受けた補助金の対象となる住宅の賃借に相当する額
 - (2) 他の公的制度による助成対象となる部分の額
- （交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高砂市結婚新生活支援補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に新婚世帯に係る次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、高砂市が保有する情報によって申請に必要な事項を確認できる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 結婚を証明する書類（婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本）
- (2) 住民票の写し
- (3) 所得証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（当該貸与型奨学金の貸与を受けている場合に限る。）
- (6) 申請に係る住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅を取得した場合に限る。）
- (7) 申請に係る住宅の工事請負契約書又は請書の写し（住宅をリフォームした場合に限る。）
- (8) 申請に係る住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃貸している場合に限る。）
- (9) 申請に係る住宅に対し、支給されている手当その他の金銭について分かる書類（給与明細又は住宅手当等支給証明書（様式第 3 号）（住宅を賃貸している場合に限る。）
- (10) 申請に係る住宅の取得費、リフォーム費用、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を支払ったことが分かる書類
- (11) 引越費用を支払ったことが分かる書類

(12) 誓約書（様式第4号）

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 継続補助世帯は、高砂市結婚新生活支援補助金（追加）交付申請書（様式第2号。以下「追加交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請に係る住宅の取得費、リフォーム費用、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を支払ったことが分かる書類

(2) 引越費用を支払ったことがわかる書類

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付（補助）決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書又は追加交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは高砂市結婚新生活支援補助金交付（補助）決定通知書（様式第5号）を、補助することが適当でないと認めるときは高砂市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第6号）を、原則として当該申請書その他全ての提出書類の提出のあった日から起算して30日以内に申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による交付（補助）決定に際し、条件を付けることができる。

（交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定により高砂市結婚新生活支援補助金交付（補助）決定通知書を受けた者（以下「補助対象者」という。）に対し、速やかに、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付（補助）決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合においては、高砂市結婚新生活支援補助金交付（補助）決定取消通知書（様式第7号）を当該補助対象者に通知するものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付（補助）決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付（補助）決定に付けた条件に違反する行為があったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助対象者が前条の規定により補助金の交付（補助）決定の取消しを受けた場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還させるものとする。

（報告等）

第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項に規定する報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（庶務）

第11条 この要綱に基づく補助金の交付に関する事務は、政策部シティプロモーション室において処理する。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。